

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立山門高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

69

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法第2条」

- (1) いじめがすべての生徒に関する問題であることを認識し、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを。
- (2) いじめ防止等のための対策は、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることとする。
- (3) いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが重要であることを認識し、いじめ問題対策委員会（教職員・その他関係者）を設置し、組織的な対応を図り、いじめ問題を適切かつ迅速に克服することを目指す。
- (4) いじめ防止等の年間指導計画を策定し、いじめはどの学校でもおこりうるという認識を持ち、いじめが行われないようにする。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした未然防止の取組を行い、生徒が自主的にいじめの問題について考え、認識するようにいじめの防止に資する活動に取り組む。
- (2) 生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、自己有用感や充実度を感じ授業や行事に積極的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- (3) 学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し心の通う人間関係を構築する。
- (4) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目してその改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

- (5) 障がい（発達障がいを含む）のある生徒のいじめについては特性についての理解を深め、専門家の意見を踏まえて適切な指導・支援を行う。
- (6) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、親が国際結婚など外国とのつながりをもつ生徒は、言語や文化の差から学校の学びにおいて困難をかかえる場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないように学校全体で見守り必要な支援を行う。
- (7) 全職員の共通理解を図るため、年間計画に位置付けて、年に複数回、いじめをはじめ、発達障がいや性同一性障がい等に関する校内研修を行う。
- (8) いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る研修や、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する具体的な取組方法等をあらかじめ定め、これらを徹底するため「チェックリスト」を作成・共有して全職員で実施する。
- (9) いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。
- (10) 学校の基本方針に基づく取組の実施状況を学校の評価項目に位置づける。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

- ①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを対策組織により認識する。
- ②ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に対策組織で認知する。
- ③けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目した判断をする。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ①「学校生活アンケート」、「いじめに関するアンケート（記名および無記名）」いずれかを最低月1回は実施する。
- ②三者面談では、保護者用のいじめチェックシートを配付し、活用する。
- ③保健室や相談室の利用および相談箱の設置を広く周知する。
- ④教育相談の実施、電話相談口について広く周知する。
- ⑤「学級日誌」や「生活の記録」を有効に活用する。
- ⑥年度初めに十分に時間を確保して個人面談する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

- ①発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ②被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ③いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

- ④けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ⑤心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることを配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。
- ⑥インターネットやSNS等を利用したいじめに対しては、ネットパトロールをはじめ早期の発見に努め、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、いじめが発生しているとして真摯に傾聴する。
- ③いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ問題対策委員会」に直ちに報告し、職員で情報を共有する。その後は、「いじめ問題対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。また、いじめの疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。
- ⑤部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応をとる。
- ⑥部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。
- ⑦いじめの事実の有無の確認の結果は、管理職が県教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑧いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通す観点から、所轄警察署と相談して対応する。
- ⑨生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ①家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実確認を伝える。
- ②いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。
- ③事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ④いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑤いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保（個別指導、出席停止制度等）を図る。
- ⑥状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

⑦いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ①事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。ただし、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、指導に当たる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ②はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③いじめが解消している状態に至った上で、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけでなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等問題の除去、被害生徒をはじめとする他の生徒の関係修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が好ましい状態を取り戻させる。
- ④全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。また、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ②生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。
- ③ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ④情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して学校いじめ防止等対策組織での会議により校長が判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、県教育委員会又は学校のいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態の報告

○重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて県知事へ、事態発生について報告する。

②調査の趣旨及び調査主体について

- 調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- 調査の主体は、学校が主体となって行うが、事態の実情によっては、教育委員会が調査の主体となる。

③調査を行うための組織について

- 校内「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

④事実関係を明確にするための調査

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったかなどの客観的な事実関係を明確にする。
- いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

ア) いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた生徒から聞き取り調査を行う。
- ・在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ) いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- ・当該生徒の保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

〔自殺の背景調査における留意事項〕

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対し、配慮と説明を行う。
- 遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）を加える。
- 背景調査においては、資料や情報の信憑性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 調査により判明した事実の影響についての分析評価は、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

⑤その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒と保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について適切に提供する。

②調査結果の報告

調査結果に今後の同種の事態防止策・上記保護者の調査結果に対する所見をつけ、教育委員会を通じて県知事へ報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ問題対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法第22条に係る組織の役割と機能

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめ情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- ⑤学校いじめ防止基本方針について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性と認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信を通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) いじめ防止対策推進法第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ①当該重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行うものとする。
- ②重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのような対応をしたかなどの事実関係を明確にし、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ③調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

- ④当該事態への対応として、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。
- ⑤各取組の実効性を高めるための実態の調査・分析、取組の点検・評価等について、何を、いつ、どのような方法で点検・評価するかを明確にしておく。

7 学校評価

学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組まなければならない。

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組を学校評価の項目に位置づけ、適切な学校評価・教員評価を行う。